

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取り組み事項

当院では看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的として計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しております。

患者さま、ご家族の皆さまにもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する責任者
 - 看護部長 山本 利江子
- (2) 看護職員の勤務状況の把握等
 - 勤務時間 平均週 36 時間 15 分
- (3) 夜勤に係る配慮 (2 交代)
 - 勤務後の暦日の休日確保、仮眠 2 時間を含む休憩時間の確保
- (4) 多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議
 - 開催頻度：年 6 回
 - 参加人数：平均 13 名
- (5) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
 - 計画策定
 - 職員に対する計画の周知
- (6) 取り組み事項の公開
 - 院内掲示及びホームページ

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

- (1) 残業量の調整
 - 時間外労働が発生しないような業務量の調整
- (2) 看護職員と多職種との業務分担
 - 薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー、事務
- (3) 看護補助者の配置
 - 看護補助者の夜間配置
- (4) 多様な勤務形態の導入
- (5) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
 - 育児休業・介護休業・子の看護休暇・所定外労働の制限
 - 時間外労働の制限・深夜業の制限・育児短時間勤務・介護短時間勤務

3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

- (1) 11 時間以上の勤務間隔の確保
- (2) 夜勤の連続回数が 2 連続 (2 回) まで
- (3) 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫
- (4) 看護補助業務のうち 5 割以上が療養生活上の世話